

お知らせ

【一人親方労災保険加入者の皆様へ】

一人親方労災保険更新のお
知らせを、5頁に掲載してい
ますのでご覧ください。
速やかな、更新手続きをよ
ろしくお願いします。

**全建愛知**

全愛知建設労働組合

〒455-0008
愛知県名古屋市港区九番町4-1-10
☎ 052)659-0288
FAX 052)653-0181
TEL 0120-154-931
E-mail: honbu@zenken-aichi.com

技術対策部／技術研修会

「比叡山延暦寺国宝根本中堂大改修工事」見学

令和7年12月18日（木）、前日降っていた雨も止み絶好の日和の中、久しぶりとなる技術研修会が行われました。

今回の目的地は比叡山延暦寺です。現在、延暦寺では国宝根本中堂の60年に1度の大改修工事が行われています。普段は目にすることが出来ない貴重な光景を間近で見ることが出来ました。



細かい部分にも匠の技が光ります

本堂の屋根は「銅板葺き」で、廻廊の屋根は「とち葺き」となっています。何層にもさわらを重ねて作られている（とちの木ではなく、さわらが使われているとの事）屋根には、参加者の皆さんからの質問が相次いでいました。



屋根工事の様子

銅板を屋根形状に加工された大屋根には圧倒されました。塗装にも「漆塗り」「ちゃん塗」「丹塗」などが有ることも勉強になりました。



参加者のみなさん



担当者から説明を聞く参加者

帰りには石山寺にも立ち寄りました。

バスの中でもガイドさんがとても素晴らしく楽しませてくれました。

来年はどこまで工事が進んでいるのか、また見に行けたらと思いました。

【保科英昭 技術対策部員記】

成績優秀支部を表彰**秋の組織拡大強化月間**

(令和7年9月～11月)

令和7年秋の組織拡大強化月間（9月～11月）は、各支部において、組合の仲間に寄り添う行動を柱に実施していただきました。

その結果、昨年と比較し、全体で非常に多くの加入がありました。組合員の皆さんのご協力の賜物と感謝いたします。

1月7日（水）「全建愛知第8回執行委員会」で、豊橋支部、西支部、東海支部が鈴木執行委員長より表彰されました。

表彰基準は、強化月間中において「新加入者数」の多い上位3支部となります。

新たな目標「めざせ！20,000人の組合」に向け、引き続き組織拡大行動にご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

秋の組織拡大強化月間 成績優秀支部		
順位	支部	新加入者数
1位	豊橋支部	39名
2位	西支部	32名
3位	東海支部	30名



右から1位の豊橋支部／岩谷さん、2位の西支部／大石さん、3位の東海支部／宮上さん

Welcome 青年部**組合員の皆さん****こんにちは！**

本部青年部
幹事紹介



森 謙哉幹事

はじめまして、東海支部の森謙哉と申します。職種は鉄筋工になります。2月に入り、まだまだ寒い厳しい時期が続いておりますが、皆様いかがお過ごでしょうか。本部青年部幹事としてはまだまだ経験の浅い立場ではございますが、先輩幹事の皆様のお力添えをいただきながら、さまざま経験を積ませていただいているに感謝しています。

まだまだ経験の浅い立場ではございますが、先輩幹事の皆様のお力添えをいただきながら、さまざま経験を積ませていただいているに感謝しています。

まだまだ経験の浅い立場ではございますが、先輩幹事の皆様のお力添えをいただきながら、さまざま経験を積ませていただいているに感謝しています。

まだまだ経験の浅い立場ではございますが、先輩幹事の皆様のお力添えをいただきながら、さまざま経験を積ませていただいているに感謝しています。

まだまだ経験の浅い立場ではございますが、先輩幹事の皆様のお力添えをいただきながら、さまざま経験を積ませていただいているに感謝しています。

まだまだ経験の浅い立場ではございますが、先輩幹事の皆様のお力添えをいただきながら、さまざま経験を積ませていただいているに感謝しています。

まだまだ経験の浅い立場ではございますが、先輩幹事の皆様のお力添えをいただきながら、さまざま経験を積ませていただいているに感謝しています。

まだまだ経験の浅い立場ではございますが、先輩幹事の皆様のお力添えをいただきながら、さまざま経験を積ませていただいているに感謝しています。

まだまだ経験の浅い立場ではございますが、先輩幹事の皆様のお力添えをいただきながら、さまざま経験を積ませていただいているに感謝しています。

まだまだ経験の浅い立場ではございますが、先輩幹事の皆様のお力添えをいただきながら、さまざま絏験を積ませていただいているに感謝しています。



森幹事の作業の様子

全建愛知
キャロットは
スマホでも
読みます！



こちらのQR
コードから
全建愛知キャ
ロットへGO

全建愛知ホームページ
ページでは最新の
情報を更新中！
毎月の機関紙も
掲載しています。



健康診断のお知らせ

ている事業所

補助金額

私たち建設職人は体が資本です。健康管理の第一歩は、定期的な健康診断から始まります。「自分の大切なお体です。早期発見・早期治療のためにも、年に一度は必ず健康診断を受けましょう。

今年度は被保険者のうち四十歳以上七十五歳未満の方を対象に受診率六十一%を目指としています。

健康診断を受診する場合は、左記の①～⑤の受診方法で受診していただくようお願いします。

健康診断の受診資格

健診方法

※受診方法などをご案内いたしますので、必ず

④巡回健診

未受診者の方を対象に案内を送りました。「予約の上、ご受診ください。

②個人健診

健診受診日において「中建國保に加入している本人と二十歳以上の家族被保険者」に限ります。

但し、二十歳未満の家族被保険者の方が希望する場合は、実費負担で受診いただけます。

※中建國保未加入の組合員及び組合員外は受診できません。

※必ず、中建國保の組合員である旨を伝えてください。

※予約制となりますので待ち時間がなく、スムーズに受診できます。

※オプション検査の追加が、オプション検査はなります。

※個人健診（前立腺がん・子宮がん検診等）は可能ですが、自己負担、当日払いになります。

※食事は前日の午後九時までにお済ませいただき、当日、健診終了まで、水以外の摂取はおやめください。牛乳・スープ・ソーダ・清涼飲料水・ガム・飴なども検査数値に影響を与えます。

※健診補助は年度内①～⑤のいずれか一つになります。

※ご確認ください。

表2「必須検査項目」をご確認ください。

表2「必須検査項目」

の健診を受診した場合、上限一万二千円まで補助します。

の上、ご受診ください。

税金対策部

2月13日(金)までに電話予約を

税金申告学習会開催 (2月9日~3月4日)

税金申告学習会を全建愛知会館はじめ各地で開催します。

右表の日程をご確認の上、ご希望の会場をお選びいただき、2月13日(金)までに電話で予約してください。

会場によっては、定員満了などによりお受けできない場合があります。また、当日の状況により、お待ちいただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

■確定申告に必要な物**1、「確定申告のお知らせ」または「確定申告書」**

※税務署から「確定申告のお知らせ」が届いている方は、必ずご持参下さい。

- ・住所・氏名・扶養家族等変更があった方はお申出ください。

2、記帳簿

- ・組合の「所得とりまとめ帳」やその他の帳簿。

- ・青色申告の特別控除55万円で申告される方は、帳簿、損益計算書、貸借対照表などを作成し一式お持ちください。

3、生命保険、地震保険、小規模企業共済等の払込証明書

- ・保険会社等から送られてくる控除証明ハガキ等。

4、国民年金の支払証明書等

- ・日本年金機構から送られてくる控除証明ハガキ。

- ・証明されていない月分の保険料については領収書。

5、健康保険料・労災保険料

- ・1年間の労災保険料を把握しておいてください。

- ・市町村の健康保険の方は、1年間の保険料合計を把握しておいてください。

- ・生計を一にする配偶者や親族の後期高齢者(長寿)医療制度の保険料を、組合員さん名義の口座振替等により負担された場合、通帳から金額を拾い出しておいてください。

6、ご自身で集計・記入された医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書等

- ・セルフメディケーション税制を選択する場合は、一定の取組み(インフルエンザ予防接種済証など)を行ったことを明らかにする書類が必要です。

7、国民健康保険給付及び補助金支給額通知書

- ・出産育児一時金や医療費の償還分など。

8、源泉徴収票(本人・扶養家族)

- ・ご自身に給与所得や報酬があった方、年金収入がある方。

- ・扶養家族に収入がある場合は、対象の方の源泉徴収票を必ずご持参ください。

9、住宅借入金等特別控除に関する書類**【新規】**

①住民票 ※個人番号は記載不要

②登記簿謄本(土地・建物)

③売買契約書(土地・建物)または工事請負契約書の写し

④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

⑤認定住宅の適用を受ける場合は、その家屋に関わる長期優良住宅に建築等計画の認定通知書の写し等

【2年目以降の方】

①住宅取得に係る借入金残高証明書

・年度内に借り換えをされた方は増額分(手数料や改修工事等の金額)がわかる明細を持参してください。

②税務署の住宅取得控除申告書

10、その他

・ふるさと納税等で寄付金

控除を受けられる場合は寄付金受領証明書、寄付金控除に関する証明書等をご用意ください。

・3~10は必要な方のみ。

・税金申告学習会の対象者はご本人のみとなりますので、ご了承ください。

2025年分税金申告学習会 日程

月	日	曜	会 場	受付時間
9	月		全建愛知会館	9:30~11:30
10	火		全建愛知会館	9:30~11:30
12	木		全建愛知会館	9:30~11:30
13	金		小牧中部公民館	14:00~19:00
15	日		春日井市立知多公民館①	10:00~16:00
16	月		全建愛知会館	13:00~19:00
17	火		春日井市立知多公民館②	10:00~19:00
18	水		安城市民会館	14:00~19:00
19	木		アイプラザ豊橋	14:00~19:00
20	金		全建愛知会館	13:00~16:00
22	日		津島市文化会館	10:00~16:00
24	火		全建愛知会館	13:00~19:00
25	水		全建愛知会館	10:00~16:00
26	木		全建愛知会館	10:00~16:00
27	金		にしあん文化会館茶々っとホール	10:00~19:00
1	日		アイプラザー宮	10:00~16:00
2	月		全建愛知会館	13:00~19:00
3	火		全建愛知会館	10:00~16:00
4	水		全建愛知会館	10:00~19:00

■消費税申告のある方

令和5年の売上が1千万円を超えた方は、令和7年分は消費税の確定申告をしなければなりません。

また、インボイス制度により事業者登録された方についても、消費税の確定申告が必要になります。消費税の確定申告は組合員自身でしていただくか業務提携している「ティグレ名古屋」をご紹介していますので、税対部までお問い合わせください

■確定申告は自分で提出

確定申告書は、組合員各自で提出していただきます。切手を貼ってポストへ投函していただくか、直接税務署へ提出してください。

《昨年から收受受付印が廃止されました》

申告書の控えはご自身で保管してください。なお、收受受付印の代わりとなるリーフレットが必要な場合は、『切手を添付した返信用封筒のみ』を同封してください。

**税 金
対 策 部****名古屋国税局と交渉****納税者の権利を尊重した税務行政に向けて**

12月18日(木)、東海4県の組合で構成する全建総連東海地方協議会(東海地協)は、名古屋国税局へ民主的税務行政及び税制の確立に向けて、鈴木東海地協議長(静岡建労執行委員長)を中心に小林全建総連税金対策部長、全建愛知からは宮上税金対策部長及び平田課長、また静岡建労より1名、岐阜建労、三重建労より各2名の計9名で要請を行いました。

国税局側からは、梅山総務課長補佐・仲間総務第三係長の2名が対応しました。

はじめに鈴木東海地協議長より「建設業をとりまく情勢は、技能労働者の高齢化や後継者難、他産業に比較してまだまだ低い賃金・単価など、様々な課題を抱えております。税金に関しては、記帳や税制の学習会を通じて、組合員の自主的な確定申告を支援する取り組みを行ってまいりました。税務行政はDX、ICT化が進められており、紙申告からe-Taxへと移行が進んでいるようですが、私共の仲間の中には、まだまだ紙ベースの申告者も多く、令和6年分の確定申告から收受印が廃止されたこともふくめて、とまどう者が多くいたと聞きます。私どもが置かれている状況をご理解して頂き、民主的な税務行政の執行をお願いしたいと思います。」と挨拶があり、下記の10項目からなる要請書を梅山総務課長補佐に手渡しました。

その後、各項目の趣旨説明を静岡建労の儀間書記が行い、国税局からは一括での回答を受けた後、各組合からの質問に対しての回答がありました。最後に梅山総務課長補佐より、「要請及び質問に対して真摯に受け止めるとともに、收受印廃止の件や他にも相談があれば、各税務署等にご相談していただければ、丁寧に対応する」との返答があり要請行動が終了しました。

今後も組合では、国税局との交渉、各税務署との意見交換会等納税者の権利を尊重した税務行政に向け運動を継続していきます。

①行政指導文書においては、書類等の強要するような文言を使わないこと

②質問検査権に基づく調査を行う場合、事前通知を行うなど十分に留意すること

③申請書の「プレプリント」は従前通り送付すること

④個人番号記載書類の使者を通じて提出する場合、執拗に求めないこと

⑤建設業者の所得区分は納税者の申告を尊重すること

⑥所得300万円以下の零細事業者に対する記帳について不利益な扱いをしないこと

⑦納税の猶予や換価の猶予等の周知について納税者の状況に配慮した柔軟な対応を行うこと

⑧納税や法定調査等に対する電子化について、従前どおり対応を講じること

⑨改正電子帳簿保存法について、小規模な事業者には特段の配慮を講じること

⑩民主的な税務行政の執行に向け、納税者権利憲章を早期に制定すること

⑪納税者支援調整官について、納税者に対し広く周知するとともに当該官職に寄せられた相談件数および相談事案の完了件数等について定量的に示すこと

記帳が不慣れな方は「所得とりまとめ帳」から！

今年、独立した方、今年から自分で帳面を記入し始めた方、税金申告が不安な方、組合で税金申告学習会に参加する方等のために、「所得とりまとめ帳」をご用意しています。「所得とりまとめ帳」を記入しましょう。

「節税」は記帳から生まれる。

・月額集計で事務負担が軽減。

・建設業に即した勘定科目設定。

・不動産申告に対応。



<問合>税金対策部までご連絡ください。

予防接種を受けよう

インフルエンザ予防接種 補助金制度

【補助対象者】

接種時点で中建国保の資格のある組合員・家族

【補助対象となる接種の時期】

令和7年4月1日～令和8年3月31日

【補助金額】

2,000円（補助対象者1人当たり年度内2回）

【必要書類】

①インフルエンザ予防接種補助金申請書

申請書は令和7年度中建国保の便利帳63頁に添付。

※中建国保HPからダウンロードできます。

②下記の条件を満たす書類

- ・インフルエンザ予防接種を受けたことが確認できるもの
- ・接種日、接種を受けた方、医療機関名が確認できるもの

例／領収書の原本、接種証明書の写し、母子手帳の表紙及び予防接種の記録欄の写し等

【支給方法】 補助金は、申請月の翌月末に組合員名義の指定口座に振込します。

※問合 健康保険・共済課までご連絡ください。

年度内 2回補助

現在お持ちの中建国保の資格情報のお知らせ「資格確認書」は、有効期限が令和8年3月31日までとなっています。

前年度と同様に、今年度も被保険者それぞれのマイナ保険証保有状況に応じて「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を郵送

いたします。
新年度の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」につきましては三月下旬、左の区分により特定記録郵便

での送付を予定しております。
【郵送区分】
…一人親方の方
…各世帯宛てに郵送

までご連絡ください。
…各世帯宛てに郵送

…各世帯宛てに郵送

中建国保

（新年度の「資格情報のお知らせ」 「資格確認書」は郵送します）

（別に送付先指定のある方）

事業主および従業員の方
：各事業所宛てに郵送なあ、加入者の皆様には
3月中旬に「自動引落金額のお知らせ」を郵送いたします。

新年度の健康保険料金額および「資格情報のお知らせ」を郵送いたします。新年度の健康保険料金額お知らせで必ずご確認ください。

お問い合わせで必ずご確認ください。
…各世帯宛てに郵送までご連絡ください。
…各世帯宛てに郵送

…各世帯宛てに郵送

自動引落のお知らせ

今月の組合費等の自動引落日は2月27日（金）です。2月26日（木）までに、預金残高をご確認ください。

尚、引落不能の場合は、下表のとおり翌月に延滞金が加算されます。

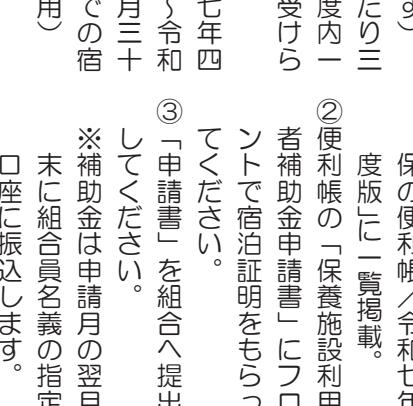
1カ月	300円
2カ月	800円
3カ月	1,800円

被害区分による減免額	
被害区分	減免額
全焼または全壊及び全部冠水	保険料3カ月分
半焼または半壊、床上1m以上の冠水	保険料2カ月分
床上1m未満の冠水	保険料1カ月分

中建国保では、震災・風水害・落雷・火災等の災害により、組合員の自宅等が被害を受け、生活が著しく困難になった時、三カ月分の範囲内で健康保険料を減免する制度があります。減免される額は、災害の被害状況によって異なります。取り扱いは、左表をご覧ください。健康保険料の減免を受けたときは、左表をご覧ください。①保険料徴収減免申請書

中建国保では、被保険者の健康増進のための保健事業として、保養施設の利用に補助を行っています。余暇を利用して、心身のリフレッシュにご利用ください。補助金は、一人当たり三千円。年度内一回補助が受けられます。（令和7年4月1日～令和8年3月31日までの宿泊に適用）

ご利用方法は…
①施設を利用する場合は、ご希望の施設に直接お申込みください。
※保養施設は、「中建国保の便利帳」「令和7年保の便利帳」に掲載。



中建国保 保養施設の利用で補助金支給 ご家族そろつて楽しい余暇を

もしもの時も、ご安心ください

②減免の理由を証明する書類（地方自治体からの罹災証明書・新聞記事等）

その他、組合では組合共済より住宅災害見舞金の支給制度もあります。
※問合 健康保険・共済課までご連絡ください。

…各世帯宛てに郵送

組織人員

令和8年1月1日現在の組織人員は、

15,360人。

引き続き組織拡大にご協力よろしくお願いします。

健康保険料払込通知書の発送お申し込みは、お早めに

税金の申告で健康保険料は、社会保険料控除の対象です。中建国保にご加入の方で、払込通知書が必要な方は、組合へご連絡ください。払込通知書を発行し、組合員本人のご自宅へ郵送します。

但し、事業所や親方さんがまとめて引落されている場合は、事業所または親方さんへ郵送します。

なお、ご連絡のない方には払込通知書の発行はいたしません。また、口頭、FAXでの回答はさし控えさせていただきますので余裕をもってお申し込みください。お申込みいただいた翌営業日の発送となります。

※「払込通知書」は、10月20日時点のお手続き状況を反映した払込済み額と払込予定額の表示となります。また、毎月の組合費2,400円・支部費500円については通知に含まれませんのでご了承ください。

健康保険の変更手続きは2月27日までにお済ませください

中建国保加入者の皆様が現在お持ちの「資格情報のお知らせ」「資格確認書」は、有効期限が令和8年3月31日までとなっています。「住所や氏名の変更」「家族の追加」「家族の喪失」など、健康保険に関する変更手続きが必要な方は2月27日（金）までにお済ませください。

期限を過ぎますと、3月下旬にお送りします新年度の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」をお受け取りいただいた後、改めて該当者の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を組合へご返却いただくこととなります。また、締め切り後の家族追加手続きでは追加された方の新年度の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」は4月1日以降の発送となりますので予めご承知ください。

※マイナ保険証をお持ちの方も、氏名や住所が変わった場合は必ず組合へ届け出をお願いします。マイナンバーカードの氏名・住所を変更しても、中建国保の登録情報は自動で更新されません。

※問合 健康保険・共済課までご連絡ください。

パソコン講習会開催のご案内

建設業界ではIT化が進んできていますが、中小建設業者、特に町場での施工業者ではIT化が進んでいない状況です。今後のIT化に対応するため、中小建設業者のデジタル化が必須と考えられます。

今年度は、Excelの操作、Instagramの使い方応用、ChatGPTの使い方、ホームページ(HP)の作成についての講習会を開催します。

「パソコンの操作は苦手だなあ…」、「自分の会社のHPを作つてみたいなあ…」「AIを使って作業してみたい」という方は、ぜひ、この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

■開催日時、会場等

回数	日程	内容(予定)	
5回	2月18日(水)	ChatGPT①	ChatGPTについて解説・基本操作
6回	2月25日(水)	ChatGPT②	メール・提案書作成など応用編
7回	3月4日(水)	HP①	作るための準備、jimdoに登録、レイアウトの編集、コンテンツの操作方法
8回	3月11日(水)	HP②	タイトルと文章の挿入、写真の挿入、トップページの作成、カラムと余白・水平線の挿入
9回	3月18日(水)	HP③	背景とロゴの設定・ページの追加、メニュー・ページの作成、表と地図の挿入
10回	3月25日(水)	HP④	リンクの設定、お店の案内ページ作成、問合フォームの挿入、HPを見つめらうために

時間 午後6時～午後8時(2時間)

会場 全建愛知会館 2階 講習室

(〒455-0008 名古屋市港区九番町4-1-10)

定員 8名 ※定員に達し次第、受付終了します。

■受講料 各回1,000円(消費税込・テキスト代含む・当日支払い)
※1回からでも受講可能です

■持ち物 ノートパソコン ※お持ちでない方はお貸しします

■申込方法 受講申込書を記入の上、お申し込み下さい

■問合全建愛知 住宅対策部
TEL (052) 659-0288 FAX (052) 653-0181
E-mail honbu@zenken-aichi.com

現在、「一人親方労災保険」に加入されている方は、三月末日をもつて期限が切れるため、更新の手続きを行つていただく必要があります。

お送りしております。)

【更新手続きがお済みの方】

■自動引落をお済みの方

加入者の皆様には、十二月下旬に更新手続きの案内をお送りしております。(但し、事業所で取りまとめている場合は事業所に郵送。また、一月以降に加入された方には、加入手続き後に

そのため、引落金額が大きくなります。そのため、引落金額が大きくなります。

月内に、毎月自動引落させていただいている口座から、組合費・健康保険料等と合算して自動引落をさせていただきます。

引きましては、本来の届出期日である一月十六日(金)を過ぎてお振込みください。

まだ、更新手続きをされない方は、至急、下記に定して、必ず三月一日(月)までにお振込みください。

なお、一月以降の労災保険加入者の方につきましては、今年は振込のみでの対応となります。

○電話相談・随時
●日時
二月二十七日(金)
午前十時・十時三十分
(各三十分ずつ)

組合員の皆様、労働管

理、労働トラブルなどで困ったときは、提携してい

る社会保険労務士に相談で

きます。

電話相談は、無料。

労務相談会については、

三十分钟で受けることができます。

○電話相談・随時

●日時

二月二十七日(金)

十一時・十一時三十分

(各三十分ずつ)

までお電話ください。

●申込締切
二月二十日(金)

※ご相談の方は、まず組合

会場・全建愛知会館

コーンパンPRO松坂塚本店

コーンパンPRO浜松和田店

コーンパンPRO浜松入野店

コーンパンPRO静岡店

コーンパンPRO沼津店

一人親方労災保険加入者の皆様へ 労災保険の更新はお済みですか?

従つて手続きをしていただきます。よく、お願ひいたします。

■引き続き労災保険を更新される場合

お送りしました案内に記載されているQRコードよ

りインターネットで至急ご回答ください。

■労災保険を更新せずに脱退される場合

お送りしました案内に記載されているQRコード

よりインターネットから至急ご回答ください。

■労災保険を更新せずに脱退される場合

お送りしました案内に記載されているQRコード

によりインターネットから至急ご回答ください。

●申込締切
二月二十日(金)

※ご相談の方は、まず組合

会場・全建愛知会館

コーンパンPRO松坂塚本店

コーンパンPRO浜松和田店

コーンパンPRO浜松入野店

コーンパンPRO静岡店

コーンパンPRO沼津店

社会保険労務士による
無料の電話相談・個別相談会を実施

②労災保険だけでなく、組合も脱退される場合は、別途手続きが必要になります。

○電話相談・随時
●日時
二月二十七日(金)
午前十時・十時三十分
(各三十分ずつ)

社会保険労務士にご相談を!
賃金問題
セクハラ・パワハラ
その他の労働問題
労働条件の変更
退職・解雇

コーンパンPRO宝生店
コーンパンPRO春日井稲口店
コーンパンPRO新守山店
コーンパンPRO東郷店
コーンパンPRO豊橋山田店
コーンパンPRO大垣北店
NEW

東海地域16店舗のコーンパンPROでお得にお買物することができます。

愛知県建築物地震対策推進協議会／耐震工事技術の現場対応編 2025年度 「安価な耐震改修工事実務講習会」

巨大地震時の人的被害の最大要因は古い木造住宅の倒壊であり、その被害軽減には木造住宅の耐震化が急務です。古い木造住宅の耐震化促進には、建築士が安価で合理的な耐震改修専用工法を習得するとともに、施工を担う大工・工務店の技能者等がその専用工法を用いた施工技術を身につける必要があります。

設計者・大工・技能者が安価な新しい耐震改修工法を正しく理解するとともに、合理的な施工と柔軟な現場への対応技術を身につける実務講習会を開催いたします。

■受講対象者

木造住宅の耐震改修にかかわる工事施工者、工事管理者、設計者

■開催日時及び会場

名古屋① 2026年3月9日(月) 9時～12時30分

名古屋② 2026年3月9日(月) 13時30分～17時

名古屋工業大学 名古屋市昭和区御器所町

岡崎① 2026年3月10日(火) 9時30分～13時

岡崎② 2026年3月10日(火) 14時～17時30分

岡崎市民会館甲山会館 岡崎市六供町出崎15-1

■講義内容

- 木造住宅の施工品質と耐震性能
- 低コストの設計例・施工例
- 耐震診断から補強設計への流れ
- 原寸壁模型による施工実習

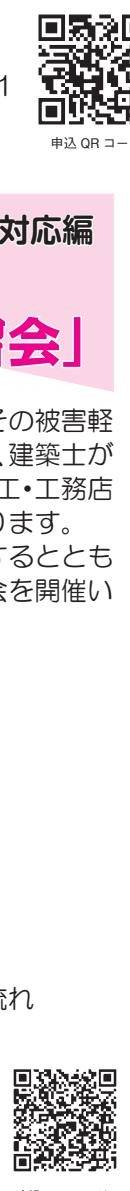
■受講料 無料

■定員 各回25名

■締切 2026年2月13日

■問合 愛知県建設団体協議会 TEL052-228-9925

愛知県住宅計画課 TEL052-954-6549



お得な情報

コーンパンPROでお買物をすると特別優待「3%割引」

■期 間 2026(令和8)年6月30日(火)まで

■内 容 コーンパンPROでお会計の際に「組合員手帳」を提示すると、特別優待「3%割引」でお買物ができます。組合員手帳の「組合員証」欄には氏名等を記入してから、レジにお並びください。

■対象店舗

コーンパンPRO一宮今伊勢店
コーンパンPRO一宮店
コーンパンPRO熱田四番町店
コーンパンPRO小牧店
コーンパンPRO新小牧パワーズ店

コーンパンPRO宝生店

コーンパンPRO春日井稲口店
コーンパンPRO新守山店
コーンパンPRO東郷店
コーンパンPRO豊橋山田店
コーンパンPRO大垣北店
NEW

コーンパンPRO松坂塚本店

コーンパンPRO浜松和田店
コーンパンPRO浜松入野店
コーンパンPRO静岡店
コーンパンPRO沼津店

支部総会予定

昭和支部／総会&青年部ボウリング大会
 ■日程 2月8日(日)
 ■会場 名古屋グランドボウル

中支部／総会
 ■日程 2月8日(日)
 ■会場 たん熊北店名古屋店

西支部／総会
 ■日程 3月29日(日)
 ■会場 株式会社建設

名東支部／総会&レク(三重お伊勢参りとイチゴ狩り、VISIONの旅)
 ■日程 3月29日(日)
 ■行先 三重方面

住宅デー予定

名東支部／住宅デー
 ■日程 2月8日(日)
 ■会場 よもぎ保育園

支部レク予定

緑支部レク／いちご狩り&ウォーキング
 ■日程 2月1日(日)
 ■会場 市野園芸

豊田支部青年部／ボウリング大会
 ■日程 2月1日(日)
 ■会場 美鳥里ボウル

中村支部／新年 懇親会
 ■日程 2月7日(土)
 ■会場 鮪専門店 マグロセンター栄伏見店

碧海支部／いちご狩りとうなぎ料理&勉強会
 ■日程 2月8日(日)
 ■行先 西尾方面

守山支部／

伊勢神宮参拝とイチゴ狩り
 ■日程 2月8日(日)
 ■行先 三重方面

旭瀬戸支部／ボウリング大会

■日程 2月8日(日)
 ■会場 東名ボール

南支部レク／蒲郡いちご狩りと豊川稻荷散策の旅

■日程 2月15日(日)
 ■行先 三河方面

港支部／

東京ディズニーリゾートの旅
 ■日程 2月21日(土)
 ~22日(日)
 ■行先 東京ディズニーリゾート

中村支部／いちご狩りと浜名湖木テルバイキング

■日程 2月22日(日)
 ■行先 静岡方面

中村支部シニア俱乐部／懇親会

■日程 2月22日(日)
 ■会場 活魚料理 魚どころ大善

東海支部レク／二見賓日館ひな飾りと牡蠣食べ放題&いちご狩り

■日程 3月8日(日)
 ■行先 三重方面

旭瀬戸支部レク／有馬温泉一泊旅行

■日程 3月12日(木)
 ~13日(金)
 ■行先 関西方面

支部レク募集**海部支部／名刺交換会**

■日程 3月7日(土)
 お申し込みはQRコードにて

 名刺交換会開催

**建設業従事者の
 賃金引き上げ・待遇改善に向けた
 「賃金実態調査アンケート」に
 ご協力ください**

今年は抽選でQUOカード最大5,000円分をプレゼント

毎年、賃金対策部では、建設業に従事する皆さんの賃金引き上げや待遇改善に向けた運動を進めるために「賃金実態調査アンケート」を実施しています。組合員の皆さんの賃金や労働時間などについてお答えいただくもので、アンケートの集計結果は、国や地方自治体との交渉等で、活用させていただきます。

回答は、アンケート用紙またはWEBで簡単にご回答いただけます。WEBはスマートフォンなどでQRコードを読み込んでいただき、ご回答ください。(所要時間:約3分)。

実施期間中(4月6日まで)にアンケートにご回答いただいた組合員の方から、抽選で10名の方にQUOカード5,000円分、50名の方にQUOカード2,000円分をプレゼントいたします。

建設業の待遇改善の取り組みに向けたアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

詳細は、同封の用紙(黄色)をご確認ください。



災害時の食料難をしのぐための食材として野草が目されています。3月頃か注がら採取できるもので、食用だけでなく、止痛や食欲増進などの薬効もあり、奈良時代の歌集「万葉集」の歌にも詠まれた野草がありまます。さて何でしょうか?

答え>ノビルです。ユリ科の植物。鱗茎が食用にも薬用にもなります。万葉集には「醤(ひしほす)に蒜(ひる)搗(つ)き合(か)てて鯛(たい)」とあります。

混ぜ鯛を食べたい。ねぎの

は「醤油(のよくなもの)

と酢(さく)に、ノビルをつぶして

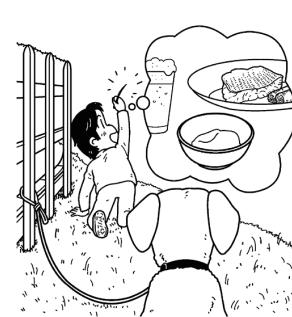
吸い物なんて見たくな

い。鯛は当時も人気の食

材だったのですね。

願ひわれにな見せそ水葱(なぎ)の羹(あつもの)

という歌があります。意味



ノビル

改正建設業法が全面施行**著しく低い労務費は禁止に**

建設業の処遇改善と担い手確保・育成を目的として、改正建設業法をはじめとする「第三次・担い手3法」が、12月12日に全面施行されました。

改正建設業法では、労働者の「適正賃金」が確保できるよう、国が「労務費に関する基準」(標準労務費)を示し、これを著しく下回る金額での見積りや契約が禁止され、違反者には勧告や社名公表が行われます。

国土交通省は「技能者の経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようになるため、公共・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの、全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費(賃金の原資)を確保することを目指す」としています。

また、法の実効性の確保に向け「建設Gメン」の活動を強化し、違反の疑いがあれば実地調査・改善指導を行うとしています。

併せて、改正法には、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革(長時間労働の抑制)や生産性向上等に向けた措置なども盛り込まれました。

主な改正内容 “適正価格・適正工期” の確保**■見積内容を下回る契約の禁止**

発注者は、見積書に記載された材料費等から大幅に下回る金額で請負契約を締結できなくなりました。

■国の「勧告」権限の新設

不適切な契約が確認された場合、国土交通大臣が勧告を行える制度が創設。

■必要経費の下限額を政令で規定

一般的な工事では「500万円」、建築一式工事では「1,500万円」が目安として示されました。

発注者・元請